

◎新潟県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、三次元点群測量）
- 2 作業期間 令和3年11月16日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼郡湯沢町土樽地内、新潟県魚沼市中子沢地内、新潟県魚沼市三ツ又地内、新潟県魚沼市上折立地内